

2025.6.1

〈母子保健行政における課題と展望〉

母子保健行政の動向及び 神戸市での取り組みについて



こどもっとKOBÉ

神戸市こども家庭局家庭支援課
母子保健担当課長 小澤 恵

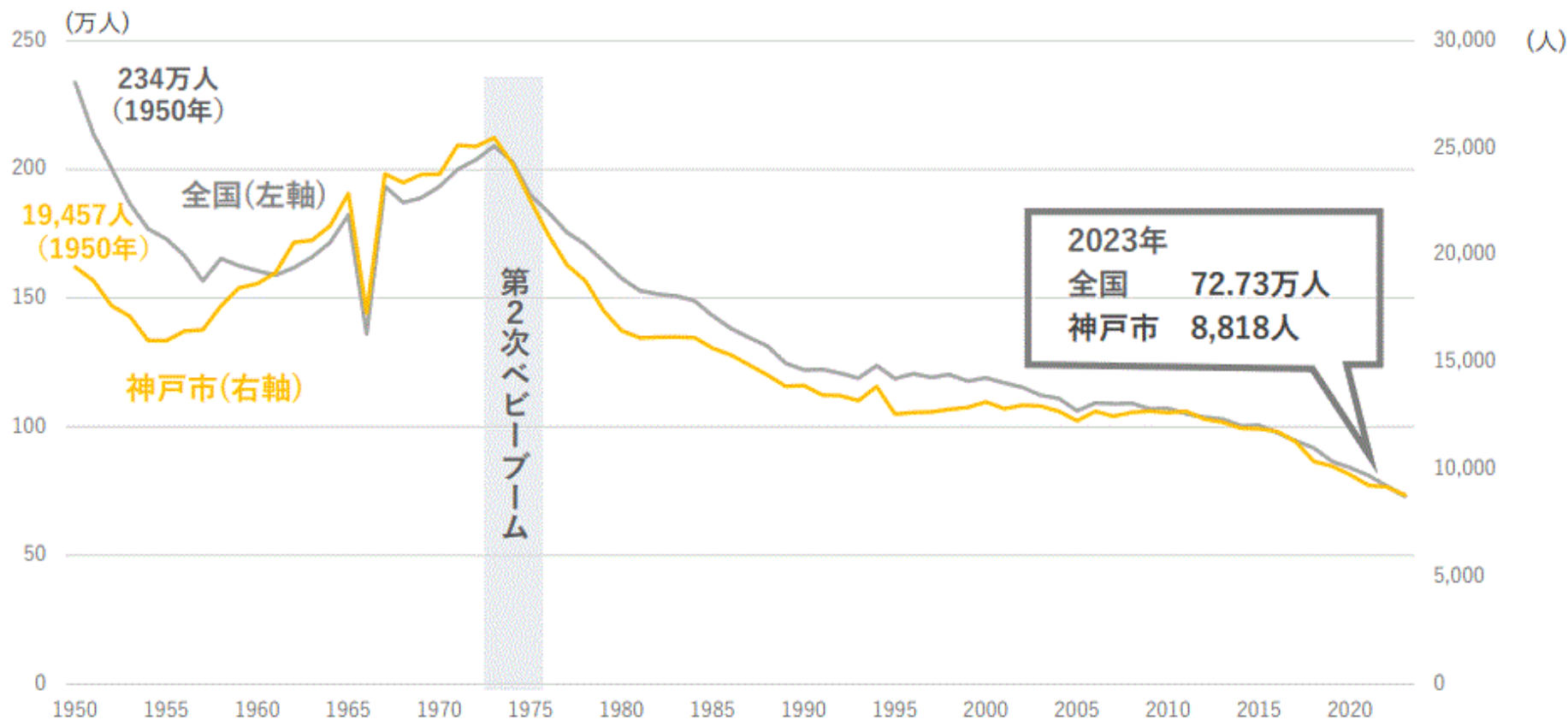
本日の内容



- 母子保健の状況及び国の動向等
- 神戸市の母子保健事業
- 児童虐待防止への対応

【神戸市の状況】

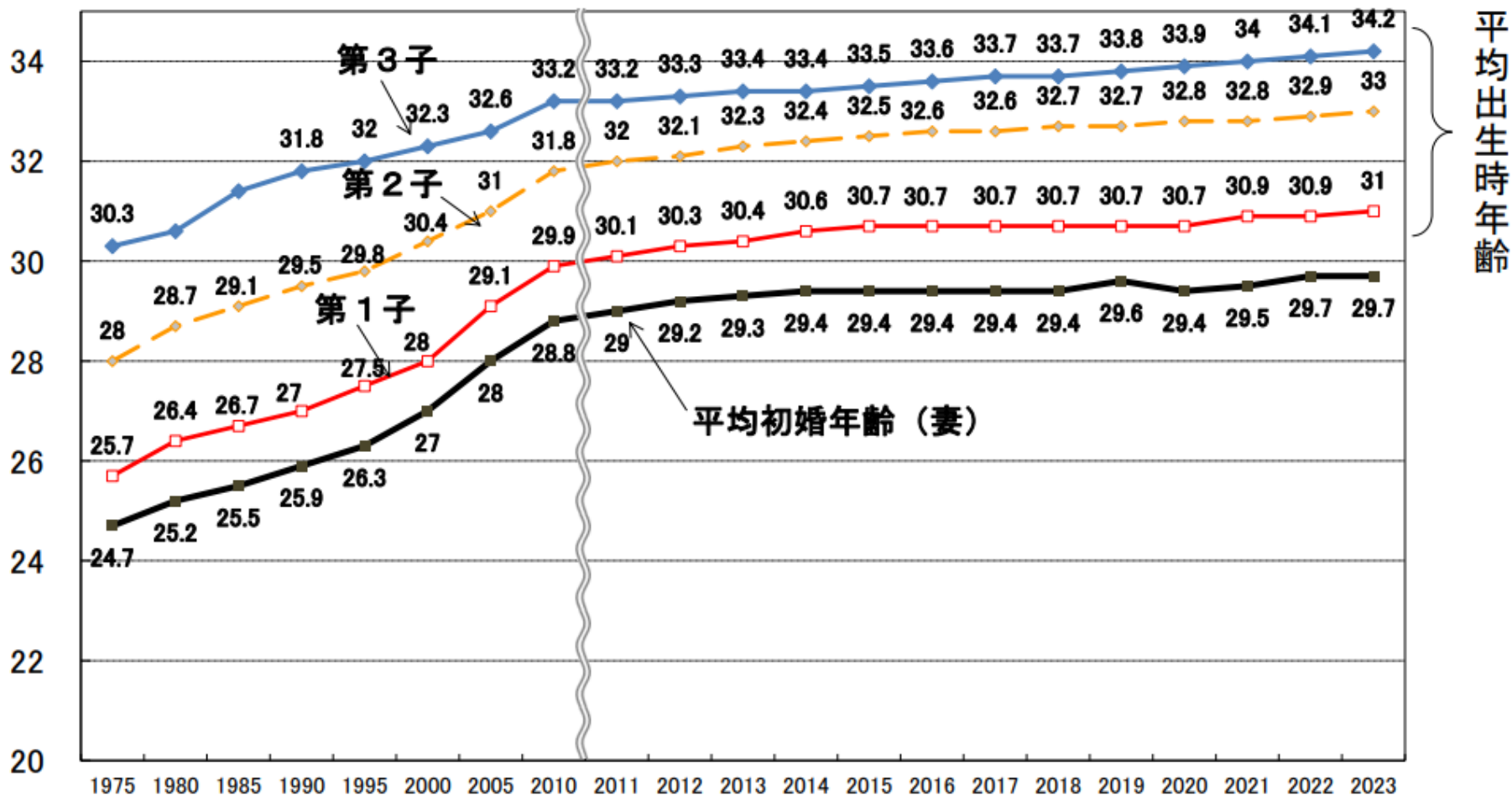
急激に進む少子化「出生数の推移」



出典：厚生労働省人口動態統計、神戸市統計書より市作成

平均初婚年齢・平均出生時年齢の推移

○ 晩婚化等に伴い、出生時の母の平均年齢は上昇傾向。



人口動態統計を基に母子保健課作成

○こども未来戦略方針

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～

(令和5年6月13日閣議決定) (抄)

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充

～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価：① 6,000円/人（原則として個別健診） ② 5,000円/人（原則として集団健診）

こども家庭庁 産後ケア事業について

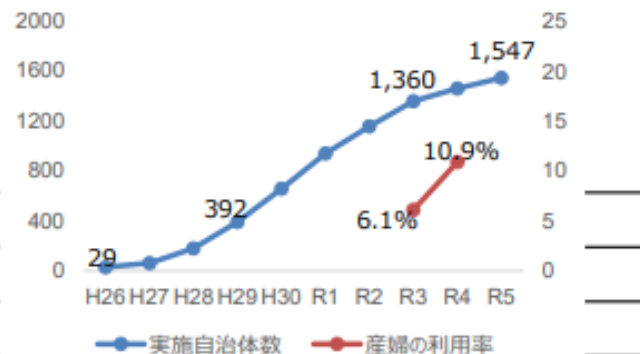
産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

これまでの経緯

H26年度	・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）
H28年度	・平成28年度事例集を作成
H29年度	・ガイドラインを作成
R1年度	・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）
R2年度	・ガイドラインを改定
R3年度	・ 産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（R1改正母子保健法の施行） ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に
R4年度	・ 住民税非課税世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり5,000円）等を創設 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成
R5年度	・ ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し） ・ すべての世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる
R6年度	・ 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設 ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設 ・ 産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（R7.4施行） ・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等）
R7年度 （予定）	・ 「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入 （補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R6以前：国1/2・市町村1/2） ・兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設（概算要求）

実施状況



- 産後ケア事業（※）について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
（※） 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業
- ① 受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。**
- ② **妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要。**
- 産後ケア事業を**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付ける**ことで、**国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備**を進める。

国 : **基本指針**を定める。

都道府県 : 市町村事業計画の**協議を受け確認**する。また、基本指針に基づき**都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等**を定めるよう努める。

市町村 : 基本指針に基づき**市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等**を定める。

国立成育医療研究センター
（※女性の健康ナショナルセンター）



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、**国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実**し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

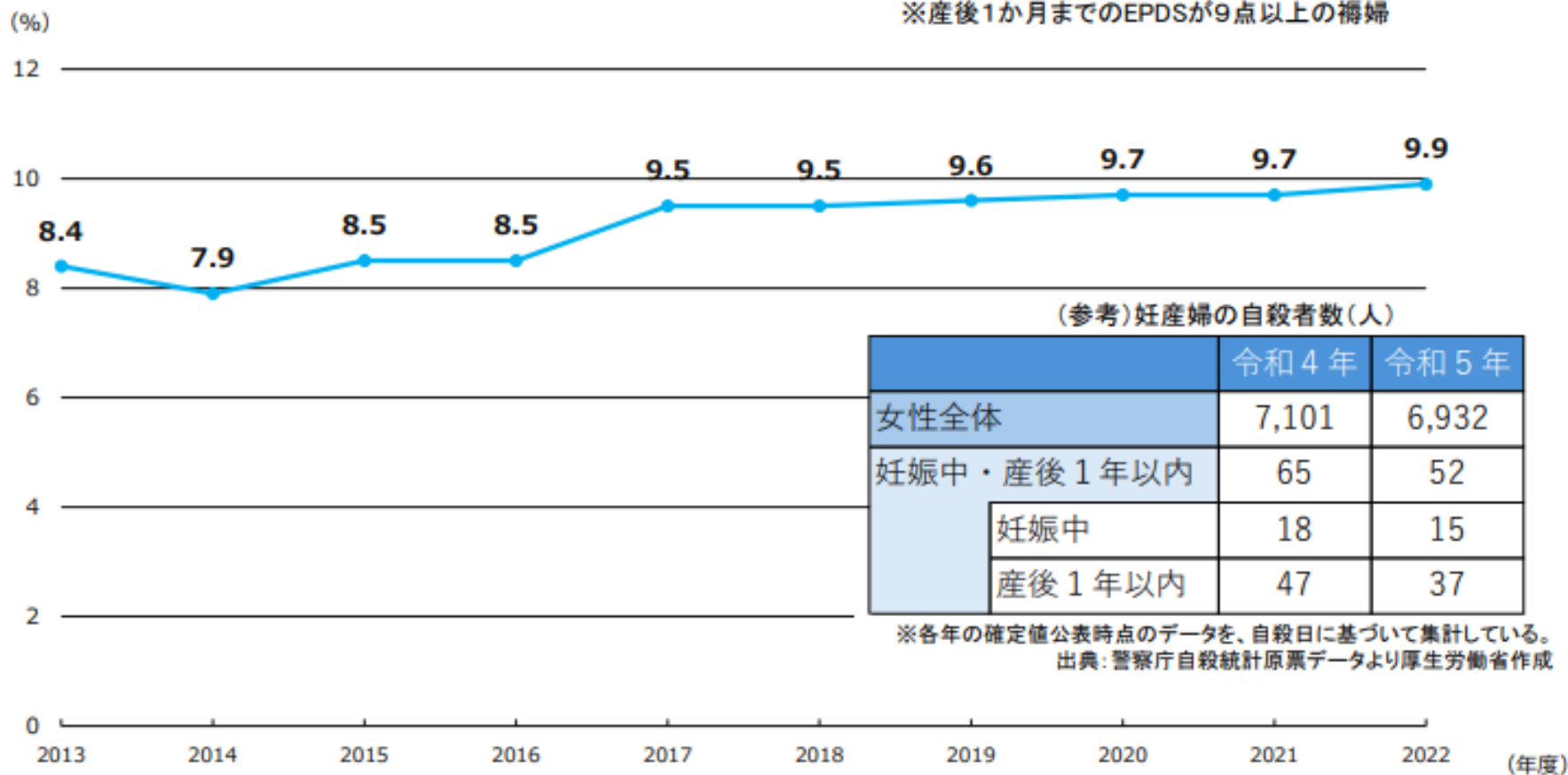
- **産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等**

妊産婦のメンタルヘルスの状況

○ 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合は近年横ばい傾向である。

産後1か月時点での産後うつハイリスク者（※）の割合

※産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦



出典：母子保健課調査

5

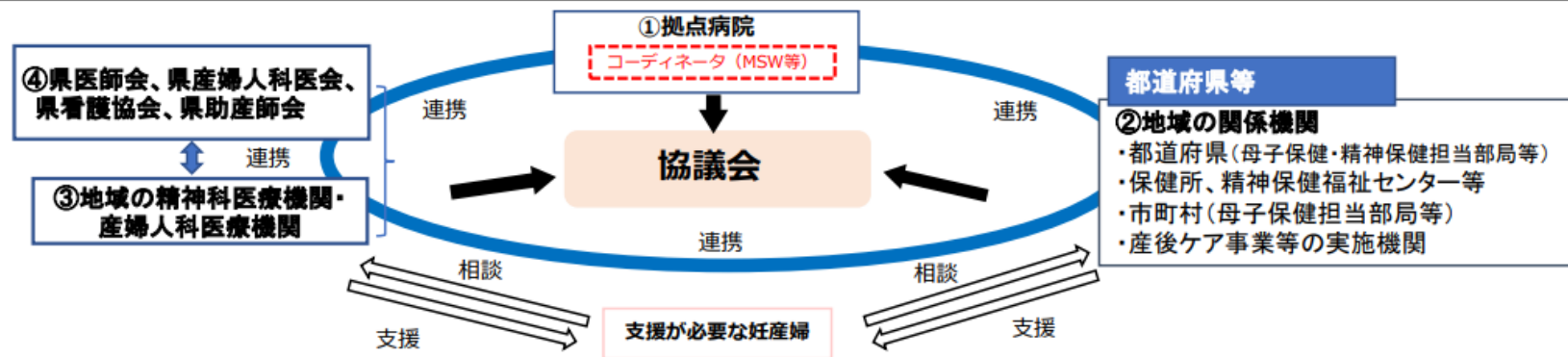
事業の目的

- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

事業の概要

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②~④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携機式の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価：月額 1,317,000円

兵庫県における状況

[ホーム](#) > [健康・医療・福祉](#) > [健康](#) > [母子保健（妊娠・出産・旧優生保護法・その他）](#) > [妊産婦等のメンタルの診療が可能な精神科医療機関について](#)

更新日：2025年5月19日

妊産婦等のメンタルの診療が可能な精神科医療機関について

令和6年度に精神科等医療機関を対象に調査を行い、妊産婦等のメンタルに関する診療が可能な医療機関一覧を作成し、県ホームページへの掲載にご了承いただいた医療機関について下記にまとめました。（一覧の情報は変更になっている可能性もありますので、必ず事前に医療機関にお問い合わせのうえ、受診をお願いします。）

-  [妊産婦等のメンタルに関する診療が可能な精神科医療機関一覧（PDF：267KB）](#)

※兵庫県内の医療機関を、場所や医療機能等で検索することができる医療情報ネット（ナビイ）は、関連リンク①からご覧ください。

※精神科救急情報センターについては、関連リンク②をご覧ください。

成育医療等基本方針（改定）（令和5年3月22日閣議決定）〈抜粋〉

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

こども未来戦略 ～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日閣議決定）〈抜粋〉

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めるとともに、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める。

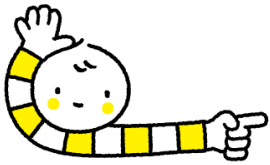
経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）〈抜粋〉

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（1）全世代型社会保障の構築

相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する。

本日の内容



- 母子保健の状況及び国の動向等
- 神戸市の母子保健事業
- 児童虐待防止への対応

神戸市の主な母子保健事業 (妊娠前から出産後までの切れ目のない支援)

	親になるまで	妊娠期	出産	乳児期	幼児期
<ul style="list-style-type: none"> 相談の機会 子育てに役立つ情報発信等 	<ul style="list-style-type: none"> 命の感動体験 プレコンセプションケア 思春期の性教育授業 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン両親教室 予期せぬ妊娠SOS相談事業 流産死産後のグリーフケア 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 赤すくすくセミナー 	<ul style="list-style-type: none"> 発達専門相談 要フォロー児教室
母子の健康状態を確認する機会 (健診)		<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診費用助成 多胎妊婦健診追加助成 	<ul style="list-style-type: none"> 産婦健診費助成 	<ul style="list-style-type: none"> 1か月児健診 4か月児健診 9か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 	<ul style="list-style-type: none"> 未受診児対策
<ul style="list-style-type: none"> 経済的支援 妊娠期と出産後に利用できるサービス 		<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付・全妊婦面接 妊産婦タクシー利用助成事業 低所得妊婦への初回産科受診料費用助成 妊婦訪問支援事業 産前ヘルパー派遣 多胎妊産婦へのピアサポーター派遣事業 妊娠出産・子育て寄り添い支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア (宿泊・通所・訪問) カウンセリング (個別・グループ) 子育て世帯訪問支援事業 (産後・養育支援・多胎児家庭) 		
継続的支援		家庭訪問・電話・面接・関係機関連携 (養育支援ネット)			
医療費補助等	<ul style="list-style-type: none"> 特定不妊治療費助成 ※R4～保険適応 不妊治療ペア検査 不育症治療支援事業等 		<ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査助成 先天性代謝異常検査 	<ul style="list-style-type: none"> 未熟児養育医療 	<ul style="list-style-type: none"> 小児慢性特定疾病医療費助成

■ 全数対象の事業

■ 支援を必要とした人が利用する事業

○ 水色の全数対象事業で支援が必要な人を把握し、適宜必要な支援につなげている

虐待予防・不適切な養育への支援

神戸市における妊娠前からの支援

妊娠前

妊娠

出産

子育て

〇プレコンセプションケア

- ・「**専門職による思春期の性教育事業**」（他都市に先駆けて平成16年度より実施）

市内の中学1年生及び中学3年生を対象に、助産師による性教育等の実施

<内容>

中学1年生：命の大切さや二次性徴の理解、妊娠の適齢期等の安全・安心な妊娠・出産に関すること

中学3年生：性行動の選択と自分自身のからだを大事にすること



・「働く世代」への啓発

★女性やカップルを対象に、将来のための健康管理への意識を促すため、将来の妊娠に向けての情報発信を実施

★R6「仕事と将来の出産の両立セミナー」の開催（企画調整局と共催）



妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業※

妊娠届

妊娠

出産

子育て

令和5年3月1日より開始（令和4年4月1日以降に妊娠・出産した方が対象）

○相談支援

- ・妊娠届出時、出産・産後の子育て期に面談
- ・妊娠8か月の希望者に面談（R5年度～）

○経済的支援

- ・妊娠届出時に5万円
- ・出生後に新生児1人あたり5万円

令和7年4月1日以降、流産・死産（人工妊娠中絶含む）でお子さまを亡くされた方も「妊娠時・出産時」どちらも対象

※国「妊婦のための支援給付」

不安や問題を抱える妊婦への支援

妊娠前

妊娠

出産

子育て

○予期せぬ妊娠SOS相談事業

予期せぬ妊娠など様々な問題を抱え、誰にも相談できず悩む方の相談体制を24時間365日確保（電話・面談・メール・SNS対応）

電話番号：078-351-3400

委託先：小さないのちのドア

24時間365日、無料で相談できる場所

予期せぬ妊娠
SOS
相談事業

兵庫県および神戸市では、思いがけない妊娠などで悩む方のための
電話・SNS相談を24時間365日実施しています

中絶どうしよう… 相手に逃げられた…
出産したけど育てられない… レイプされた…
誰にも話せない… お金もない… 住むところもない…

ひとりで悩まないで
今、あなたにできることを
一緒に考えましょう

☎ 078-351-3400
LINEでの相談
LINEアカウントID: @inochinodoor
✉ メール（お問い合わせフォーム）よりご相談
https://ninshinos-sodan.com

※面談での相談（要予約）
兵庫県神戸市北区ひよどり台2-30-6

兵庫県・神戸市 【妊婦SOS相談】 <https://ninshinos-sodan.com>

産後ケア事業

【概要】

助産所・医療機関における宿泊・通所や自宅への訪問により、身体的・精神的支援と沐浴・授乳等具体的な育児に関する支援を行うことで、**こどもへの愛着形成の促進や産後うつ**の予防を図る。

【開始時期】

- ・ 宿泊・通所：平成26年11月
- ・ 訪問：令和3年12月

【利用対象】

産後ケアを必要とする者
産後1年未満の母親と乳児



産後は、産後ケアセンターのスタッフが個室の個室など、
個室が確保されています。産後ケアセンターでは、
産後1年未満の母親と乳児が、安心して育児ができます。
産後ケアセンターのサービスは、産後ケアセンターのサービスです。

神戸市産後ケア事業（宿泊・通所）のご案内

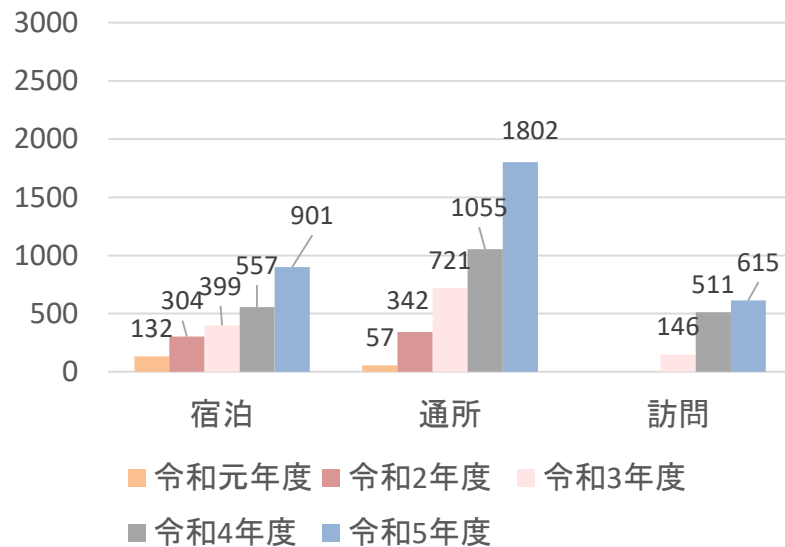
神戸市において産後のケアが実施されました。利用希望日等については
産後ケアセンターへ直接お申込みください。

利用できる方	内容
以下の全てに当てはまる方です。 ● 神戸市にお住まいの方（住居費の未納の方） ● 産後1年以内の産後ケアセンター （産後4ヶ月以降の申し込みは、各利用施設により異なります。） ● 産後ケアを利用する方 ● 産後ケアセンターに、産後ケアが必要で ない方	お母さんに関すること ● 産後ケアセンターの生活の サポート ● 産後ケアセンターの生活の サポート ● 産後ケアセンターの生活の サポート
インフルエンザなどの感染症にかかっている 場合（多い含む）は、利用できません。	赤ちゃんに関すること ● 産後ケアセンターの生活の サポート ● 産後ケアセンターの生活の サポート ● 産後ケアセンターの生活の サポート

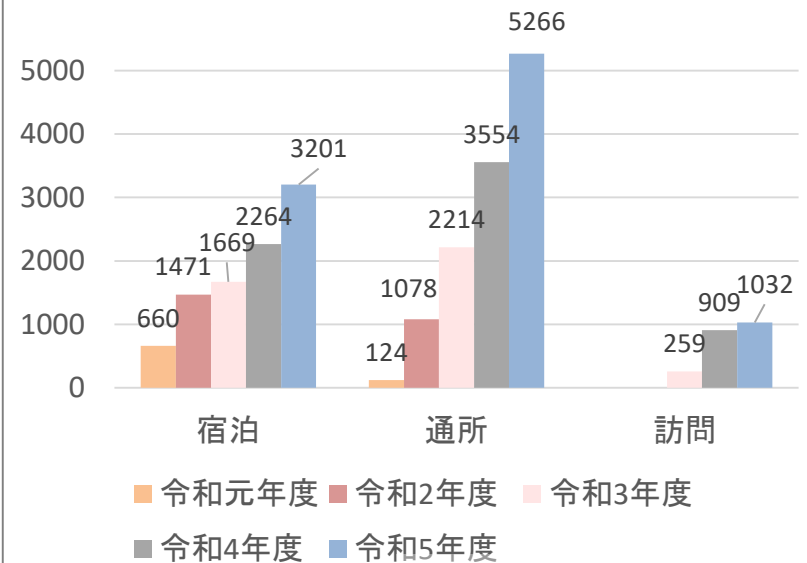


神戸市産後ケア事業 実績（利用人数）

産後ケア利用者（実人数）の推移



産後ケア利用者（延人数）の推移

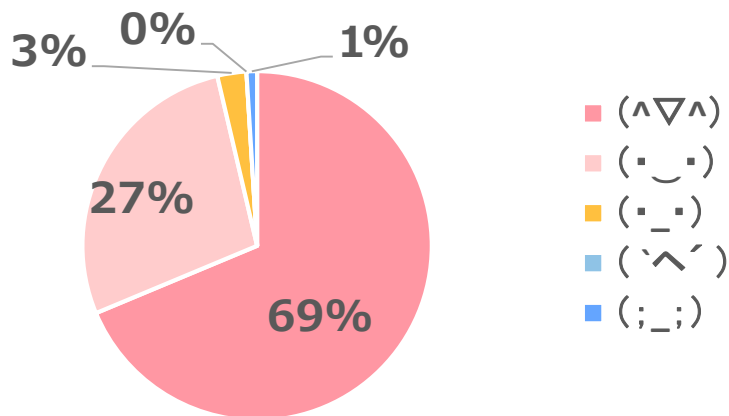


※令和5年度については暫定値

神戸市産後ケア事業利用者アンケート（宿泊・通所）

（回答時期：令和6年4月～11月）

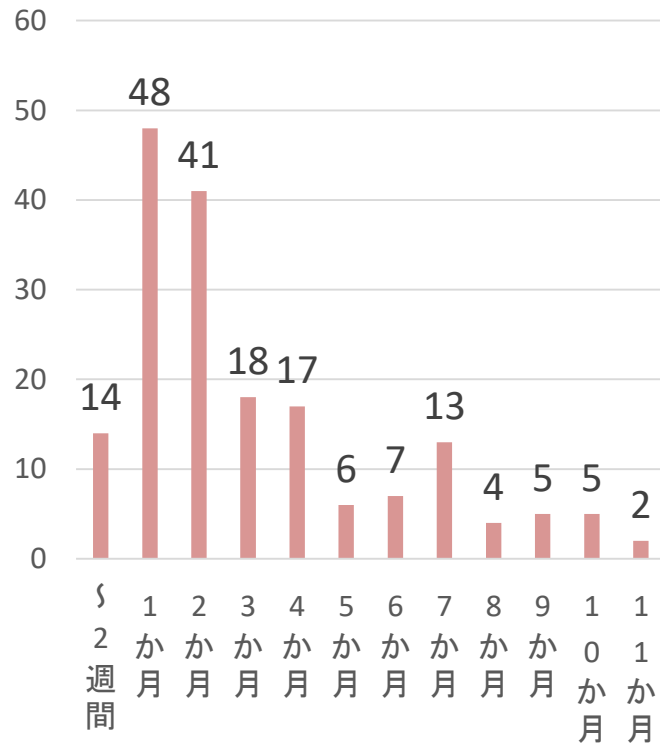
【産後ケア利用後の気持ち】



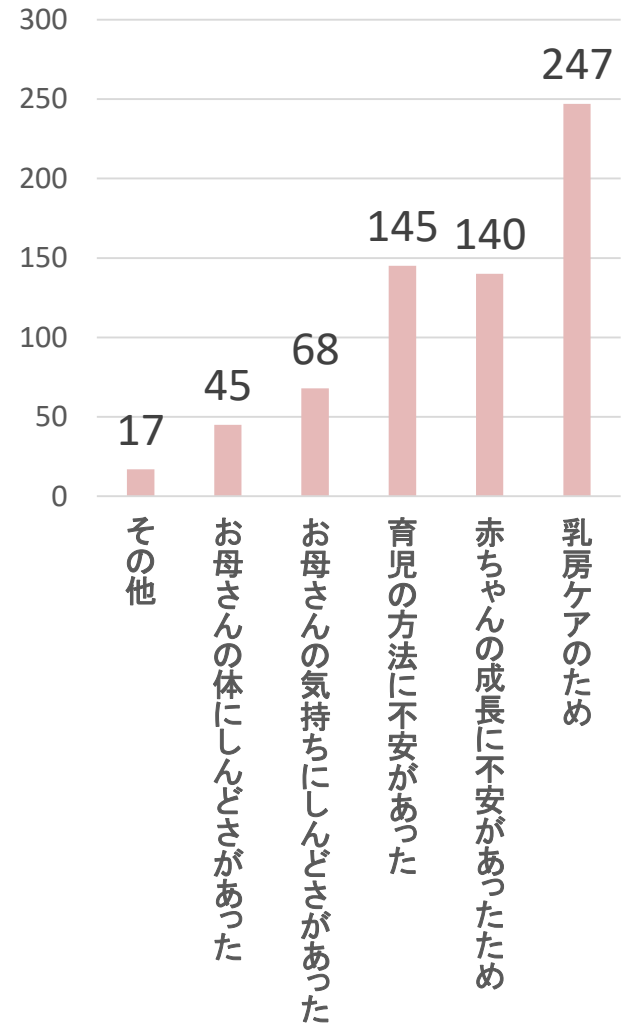
- ・ 毎回気持ちが楽になるのもっと早くに利用しておけば良かったと思う
- ・ 産後のママたちの強い味方で非常に助かってます！！ぜひこの制度続けてほしい。
- ・ とても親身に寄り添ってくださり、心身ともに回復できた。
- ・ 育児の悩みも相談でき、ゆっくり過ごせて良かったです。なにより優しい助産師さんとゆっくりお話できてリフレッシュになりました。

神戸市産後ケア事業（訪問）

（1）利用月齢



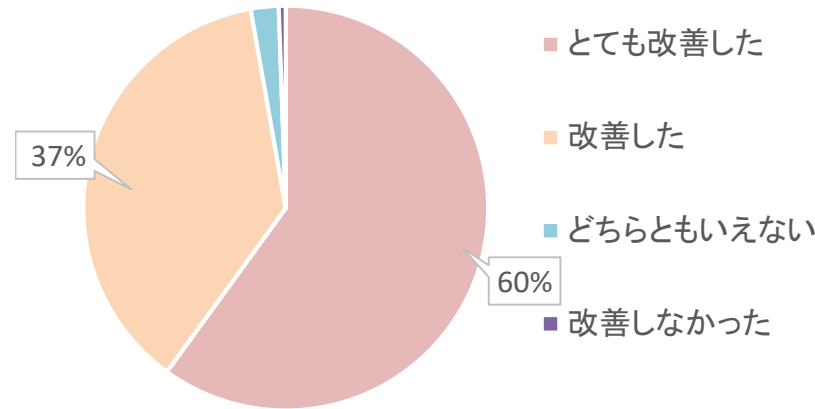
（2）産後ケアを申請した理由 （複数選択可）



神戸市産後ケア事業利用者アンケート（訪問）

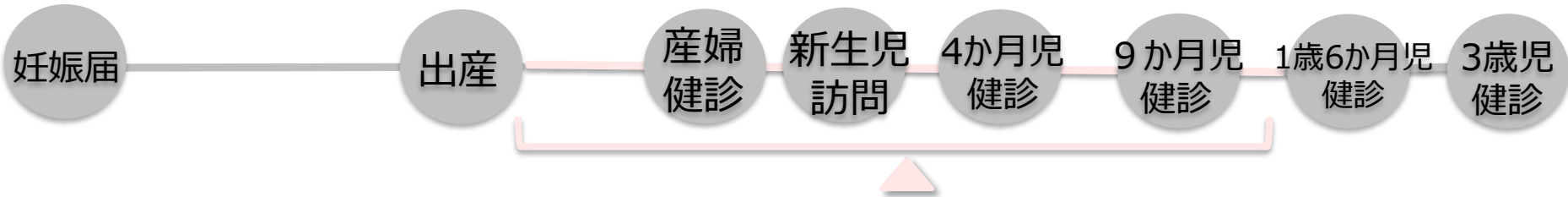
（回答時期：令和6年4月～11月）

〈産後ケア事業を利用して申請した理由や不安は改善しましたか〉



- 普段褒めてくれない当たり前の育児を、助産師さんの目線で褒めていただけだったので、自信につながった。より楽しい育児になるきっかけになった。
- 育児は孤独で、正解がないので、次々悩みや不安、時には身体や精神的な不調が出てくるので、相談したり休んだりできる機会は必要で、そういったサービスが安く気軽に利用できるのであれば使いたい。
- 色々不安なことや悩んでいたこと等が解消され、たくさん学ぶことができ、本当に良かった。心がすっきりした。

産後ホームヘルプ事業



【概要】

体調不良などで家事や育児が困難な家庭に、上限20回までヘルパーを派遣
(令和6年度から拡充) : 対象年齢1歳⇒2歳

【利用料】 1,600円/回

※市民税非課税世帯、生活保護世帯は減免あり



【サービスの内容】


- ①家事：食事の準備や後片付け、洗濯、掃除、生活必需品の買い物
- ②育児のお手伝い：授乳の介助、おむつ交換、沐浴、通院・健診等の付き添い

親子の状況に応じた必要な支援



～多胎児家庭への支援～

多胎児を持つ世帯を対象に、仲間づくりや情報交換を主にした子育て教室を開催、産前産後ホームヘルプサービスの上乗せ、多胎児子育て先輩パパママの派遣事業等

	妊娠期	0歳児	1～3歳児
健診	妊婦健診の多胎妊娠追加助成		
相談	ふたご・みつご子育てピアサポーター		
交流	多胎児子育て教室		
	KOBEふたご・みつごオンラインひろば		
家事育児支援	産前ホームヘルプサービス	多胎児家庭ホームヘルプサービス	
外出支援	多胎児家庭に対する外出環境支援事業（兵庫県）		

子育て応援サイト“こどもっとKOBE”

0歳のお子さまへプレゼント

はじめておでかけギフト

赤ちゃん（児童館）
こどもっとひろばに
行ってみませんか？

サーモボトル、ランチBOX、おしりふきがもらえます

手当・助成・支援サービス	あずける	相談する
でかける	健診・予防接種	
DV支援	児童虐待	ひとり親家庭
発達や障がい	ふたごやみつこ	

検索画面から調べる

神戸市の産後ケアサービス

urarie83・フォローする
Kobe-shi, Hyogo, Japan

urarie83 神戸市のママさん これからママになる予定の皆さんに伝えたい @kobe_mamafe_official @kobe_mamafe_official

産後の疲れ、心&カラダを癒すためのこんな素敵な、産後ケアサービスがあるん知ってた？！
（私の周りには、知らん人が多かった）

結構もへビーの予定もない私ですがいつかの出産のために

今回、神戸・北区 田んぼに面れた いるり助産院 さんで産後ケアのサービスを取材してきました

いいね！ 942 件

ログインすると「いいね！」やコメントができます。

【こうべ子育て応援LINE】

こどもっとKOBE

子育てについて話し合おう！
ママパパも

こうべ子育て応援LINE

子育てに役立つ行政サービス情報なども配信！

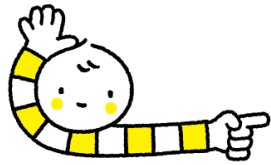
妊娠生活・育児のアドバイスや基礎知識を妊娠週数や乳幼児の成長過程に合わせて神戸市公式LINEでお届けします

対象 妊娠中～3歳のお誕生日を迎えるまでのお子さんご家族

【ここならチャットKOBE】

ここならチャットKOBE

本日の内容

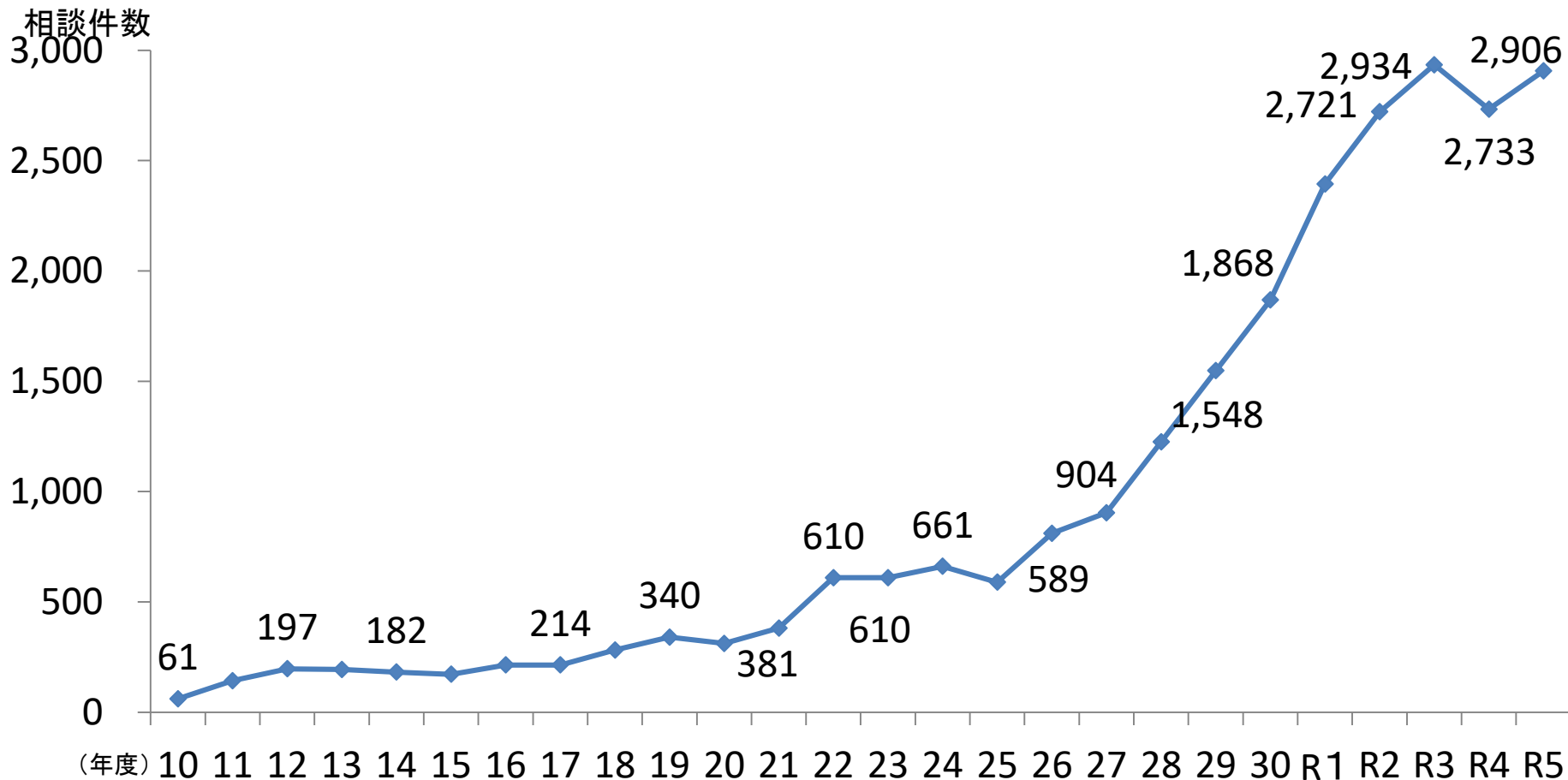


- 母子保健の状況及び国の動向等
- 神戸市の母子保健事業
- 児童虐待防止への対応

児童虐待相談（通報）件数



全国：225,509件（令和5年度速報値）
前年比+5.0%

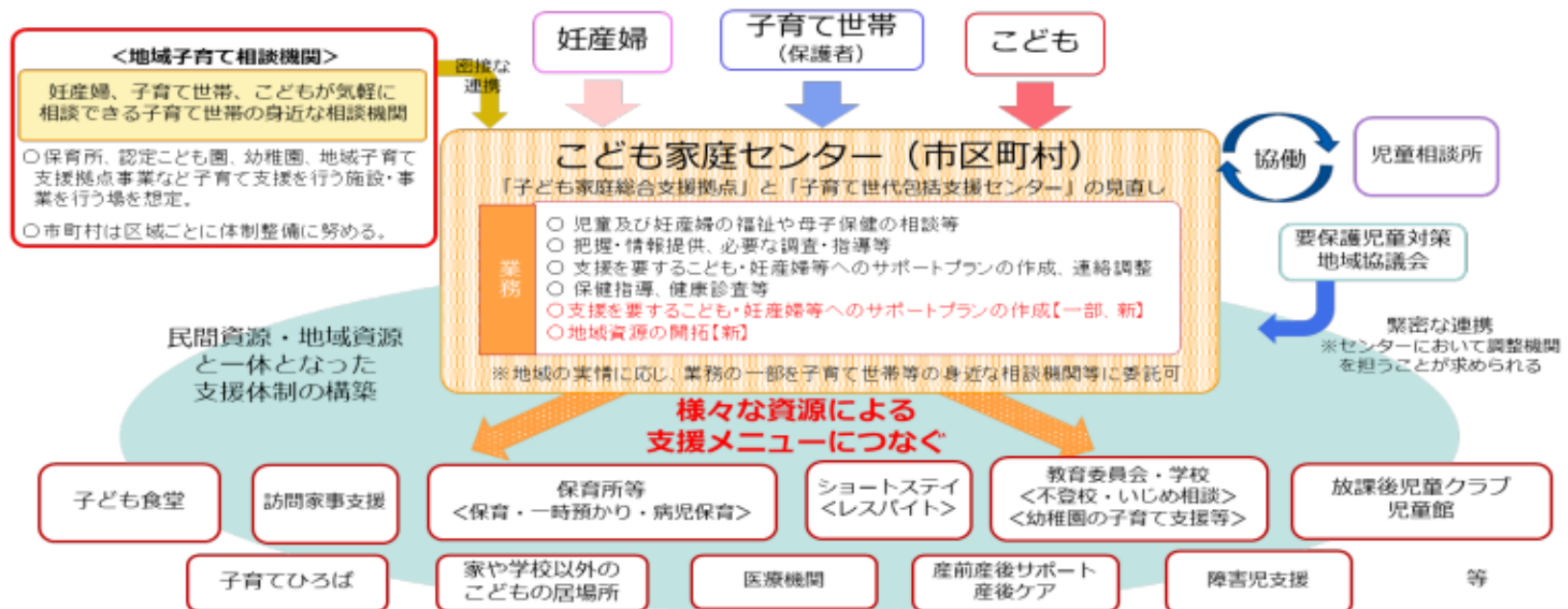


※ 神戸市こども家庭センター受付件数

(国) こども家庭センターの設置について

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
 - ※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
 - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ
- ※ 令和6年度のアンケート調査（全自治体対象）では、こども家庭センターを設置している自治体が876自治体（50.3%）であった。なお、未設置自治体865自治体のうち令和6年度中に設置予定の自治体が56自治体、令和7年度以降の設置を検討している自治体が323自治体、設置時期未定等の自治体が486自治体であった。（令和6年5月1日時点）



「こども家庭支援室」

保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、児童虐待の発生防止・早期発見・早期対応を目的とした庁内のプロジェクト組織（平成14年3月発足）

【体制】

- 各区役所にある関係課のプロジェクトチーム
- ・保健福祉課・生活支援課
 - ・公立保育所 等

【役割】

- (1) 虐待の通告受理機関としての役割
- (2) 妊娠期～子育て期の相談機関としての役割
- (3) 関係機関との連携調整を行う役割
- (4) 地域ぐるみの子育てを推進する役割

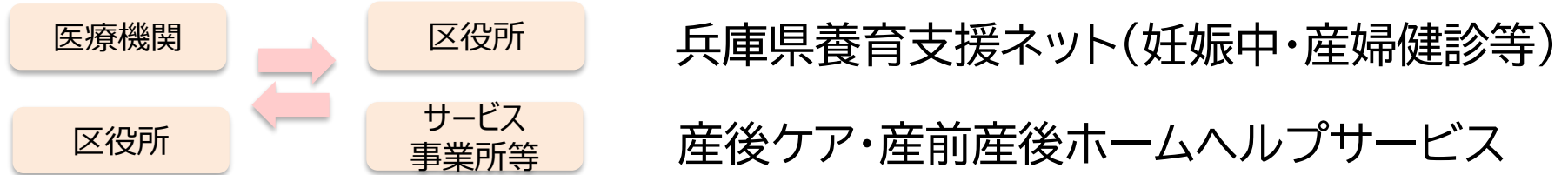


令和6年度より、こども家庭支援室（事務局） =
（国）こども家庭センター として設置

関係機関等との連携



【つなぐ】一個別支援へつなぐー



【つながる】ーネットワークの構築ー



○区役所との連絡会の開催(全市・年1回)

- ・産婦健診実施医療機関
- ・産後ケア施設の助産師等

○産科医療機関と区役所との連絡会の開催(区/医療機関による・年1回～数回)

母子保健を取り巻く状況

・少子化の進行・核家族化
・地域のつながりの希薄化

支援者の不足

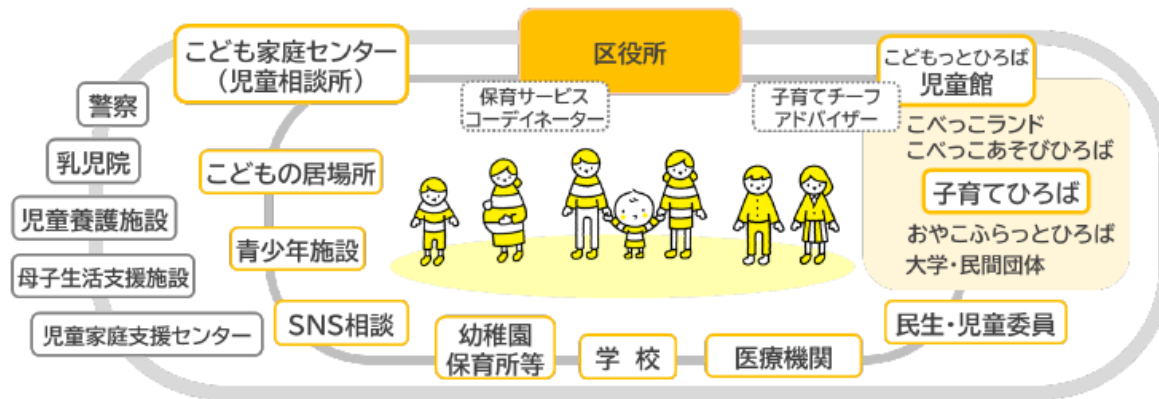
・産院入院期間の短期化
・情報過多

育児負担・不安の増大

予期せぬ妊娠・妊婦健診
未受診

児童虐待の問題

妊娠～出産～育児への切れ目ない支援の充実
孤立化の防止・児童虐待を予防



(令和6年11月11日第3回子ども・子育て会議資料より)

安心して子育てができる街の実現へ